



# みんなえいNEWS

2017  
Spring  
Vol.67



平成 29 年 5 月発行 (年 2 回発行)



人口知能

## AI・ロボット社会を想定した人生 100 年時代の戦略と家政士

### ◆ 家族と個人の人生の変化

日本の家族は袖井孝子（『地域包括システム構築への社会的背景 家族の変化と在宅ケアの可能性、スパー総合医療』中山書店／2016）が示すように、1960年代を中心とする核家族化の進展と、1980年代を中心とする女性の自立に伴って進展した家族の個人化といった特徴を示している。その中で家族の幸せよりも個人の自己実現が重視され、家族中心から個人中心の変化により、家族のもつケア機能が弱体化するようになった。

また、人生 100 年時代といわれる今日、20 歳前後まで「教育」、60 歳前後まで「仕事」、それ以降は「引退」というこれまでの『3段階構造』の人生設計は時代遅れとなり、教育や仕事、引退に加えて、再教育や独立（起業）といった段階の移行を繰り返しながら生きる『多段階構造（マルチステージ）』の人生設計が必要になっている（Lynda Gratton, Andrew Scott『The 100-Year Life: Living and Working in an Age of Longevity』Bloomsbury／2016）。

### ♥ 第四次産業革命における AI

ダボス会議（2016 年 1 月）のテーマの 1 つとして、「第四次産業革命」が取り上げられた。米 UBS 社が提出したレポートによれば、「第四次産業革命」は、極端な自動化、コネクティビティによる産業革新と表現されている。人類は、蒸気機関の発明による第一次産業革命、石油・電力の利用による第二次産業革命、そしてインターネットなどの ICT 利用による第三次産業革命（IT 革命）を体験したが、今回の革命で、アメリカの労働生産性はそれまでのペースを上回る大きな伸びを見せている。「第四次産業革命」における AI、ロボットなど新たな ICT 技術が新たな産業変革をもたらすのか、もたらすとすれ

### Profile



実践女子大学教授  
細江 容子

1953 年生まれ。お茶の水女子大学大学院家政学研究科修了、テキサス大学サンアントニオ校ヘルスサイエンスセンター（平成 17 年度文部科学省海外先進研究実践支援プログラム）、国立大学法人上越教育大学大学院学校教育研究科教授を経て、2014 年より実践女子大学生生活科学部生活文化学科教授、併任で教科調査官として教科『福祉』の立ち上げにかかわる、2004 文部科学省産業教育功労賞受賞。著書に『新しい家族関係学』『家族生活支援—理論と実践—』（建帛社）などがある。

ばどのような形に変えていくのか、世界で注目している。

### ♣ 社会の変化と家政士の出番

オックスフォード大学オズボーン博士は、2014 年に米国労働省の定義する 702 の職業を分析し、その 47%が 10～20 年後に機械に取って代わられるという論文を発表している。今日 AI・ロボットが人間と同等、またはそれ以上の能力をもつようになることで、私たちの仕事や生活、産業、ひいては存在意義をも変える可能性がでてきている。

2016 年、厚生労働大臣認定家政士検定試験により「家政士」171 名が誕生した。その試験は、洗濯・アイロンがけ・衣類の補修、調理・栄養・食品安全、掃除・収納など家事全般はもちろん高齢や障害者の介護・介助、子育て支援といった家政サービスのあらゆる分野の専門的知識・技術が必要なものといえる。この領域は AI・ロボットに部分的代替はできても総合的には代替が難しい領域とされる。例えば利用者とコミュニケーションを交わしその日の状況に応じて部屋を片づけ、食事を作るという人間にとって簡単な作業は、AI・ロボットにとっては極めて難しい作業といわれている。それは、人間の手によるきめ細かなサービスを担う職種であり、更なる高度化により将来が期待できる職域であるといえよう。

## 特集

# 介護保険法等の一部改正案

## 2018年4月から制度が改正されます

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化を防止し、地域共生社会の実現するために制度の持続可能性を確保してサービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるように改正されます。

- 2018年4月から始まる
- 介護保険法等の一部改正

介護保険制度は3年ごとに改正されます。

団塊世代が75歳以上になる2025年以降は、医療や介護のニーズはますます増加すると見込まれます。

そのため、2015年の改正では、介護サービス必要量の見込みとその確保の方策や費用の適正化などが定められました。今回の改正では、2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能なかぎり住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、地域の包括的な支援・サービス提供の体制（＝地域包括ケアシステム）確立のため、取り組みが進められることとなります。

厚生労働省が2017年2月7日に提出した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」（介護保険法等の一部改正）は、4月18日衆議院本会議で可決・成立し、2018年4月1日から施行されます。

- 地域包括ケアシステムの強化と
- 地域共生社会の実現のために

今回の法改正の概要は次のとおりです。

### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1: 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

● 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載

- ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

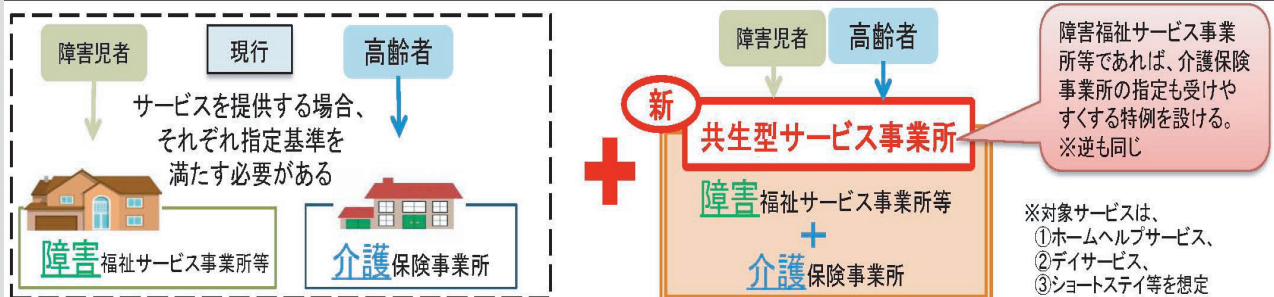
### 2: 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間には6年間延長。

### 新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける**。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



②医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3: 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化

・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づける（指定基準等は、2018年度介護報酬改定・障害福祉サービス等の報酬改定時に検討）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4: 2割負担者のうちとくに所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）

5: 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※ 2018年4月1日施行（IIの5は2017年8月分の介護納付金から適用、IIの4は2018年8月1日施行）

● 2017年度には臨時的  
● 介護報酬改定が行われる

「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月閣議決定）等に基づいて、2017年1月18日に社会保障審議会で

「平成29年度介護報酬改定案」が了承されました。

これは、「介護保険制度の下で、介護人材の処遇については、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を平成29年度から実施するもの」として、平成29年度においては臨時に介護報酬改定が行われました。

概要は次のとおりです。

◆平成29年度介護報酬改定の基本的考え方と対応

事業者による昇給と結びついたキャリアアップの仕組みの構築について評価を行うための区分を新設\*。

新設される区分は、現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の算定に必要な要件に加えて、新たに経験や資格などに応じて昇給する仕組みと、一定基準の定期昇給を判定する仕組みを設けるとともにキャリアパス要件を設けて、これらをすべて満たすこと。

◆改定率について

2017年度介護報酬改定は、介護人材の処遇改善について、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するために、臨時に介護報酬改定率1.14%（うち、在宅分が0.72%、施設分が0.42%）の介護報酬改定が行われます。

◆介護職員処遇改善加算の区分

- 加算（Ⅰ＝新規\*）月額3万7000円相当
- 加算（Ⅱ＝旧加算Ⅰ）月額2万7000円相当
- 加算（Ⅲ＝旧加算Ⅱ）月額1万5000円相当
- 加算（Ⅳ＝旧加算Ⅲ）加算（Ⅲ）×0.9
- 加算（Ⅴ＝旧加算Ⅳ）加算（Ⅲ）×0.8

CLIPPING

「障害者総合支援法」とは

●地域社会における共生の実現に向けて

「障害者総合支援法」（2013年4月に施行）は、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」と改正し創設された法律ですが、内容は同じです。

これは「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを旨とします。

●地域包括ケアシステムの深化・推進の中で

上段の介護保険法等の改正の中の3: 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等に関連しています。

「障害者総合支援法」は、障害者が障害の程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定めて、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律なのです。

●市町村主体の障害者を対象としたサービス

総合的な支援は「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されます。「自立支援給付」には、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具があります（利用のプロセスはそれぞれ異なる）。

これらは必要なサービスの度合い（「障害支援区分」）に応じてサービスが利用できます。2018年度から「共生型サービス」として、障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定も受けやすくする特例が設けられます（逆も同様）。



# TOPICS



## 日本民営看護家政連合会 ● ● ●

### 一般社団法人 日本民営看護家政連合会 【所長研修旅行】

2016年11月20～21日の2日間、滋賀（琵琶湖周辺）方面へ研修旅行に行ってきました。参加者18名。初日は、東海道新幹線で、東京から米原へ。バスにて「彦根城」の見学、昼食後「西明寺」を拝観。織田信長の焼き討ちを免れた貴重な仏像群を拝むことができました。

研修・宿泊は、琵琶湖を眺望するグランドホテル「琵琶湖ホテル」。研修テーマは「地域包括ケアシステムの構築」と「家政士検定試験」の実施規定について。講師は依田明子所長研修会会長。

2日目は世界文化遺産の「比叡山延暦寺」を拝観。根本中堂に大講堂。1200年輝き続けている「不滅の法灯」を有難く拝んできました。その後、びわこパレイ（スキー場ほかの娯楽施設）にて昼食。ロープウェイで頂上まで昇り、濃霧で湖面は見えませんが、幻想的な景観を楽しみました。旅行の最後は、紫式部ゆかりの花の寺「石山寺」を拝観。紫式部が参籠して『源氏物語』を起筆した部屋などを興味深く見学。どこも紅葉が見事で楽しいひと時を満喫しました。



上：西明寺に全員集合  
下：根本中堂に全員集合



上：ロープウェイで  
中：石山寺の紅葉  
下：石山寺を散策

### 【所長研修会主催 新春講演会】

2017年1月24日、新年会に先立ち、明治記念館 丹頂の間にて、渡邊一雄氏（社会人落語家三遊亭大王、「なべさんの元気湧くわく講座」講師、社会福祉法人 奉優会 元常任理事）を講師にお招きし、漂泊の詩人、石川啄木の歌集より「啄木から学ぶ人生のひだ」について、講演いただきました。

続いて、着物に着がえられ高座で一席。初笑いを大いに楽しませていただきました。

受講者は37名でした。



◀社会人落語家「三遊亭大王」としても大活躍

▼抱腹絶倒演目は「替わり目」



## 日本民営看護家政連合会 所属紹介所一覧

- ・ ㈱アーチ福祉&サービス人材センター
- ・ (有)アイケアサービス青梅
- ・ (有)相仁介護・支援サービス
- ・ ㈱アンシンケアサービス
- ・ (有)石川ケアサービス
- ・ (有)永仁看護婦家政婦紹介所
- ・ ㈱ACA

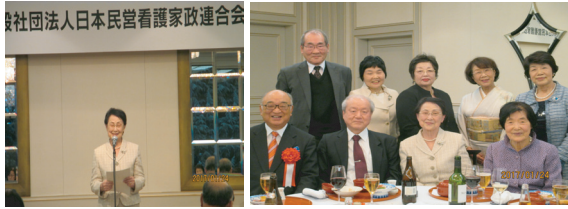
- (古賀 道)
- (五十嵐 洋子)
- (相田 満佐江)
- (清宮 京子)
- (石川 要子)
- (三崎 孝子)
- (板井 仁志)

- ・ ㈱かたばみ西東京ナース&ホームヘルパーセンター
- ・ (有)神奈川ケアサービス
- ・ 北島家政婦紹介所
- ・ (有)キャリアコネクト
- ・ (有)経堂ケアサービス家政婦紹介所
- ・ ㈱ケアメイト大岡山
- ・ ㈱コイワ介護家事サービス
- (西東京人材センター)
- (方波見 正彦)
- (須永 久美子)
- (北島 クニ子)
- (渡邊 義弘)
- (鳥居 佐智子)
- (徳永 洋子)
- (鎌田 菊江)

- ・ (有)高円寺ケアサービス
- ・ (有)佐賀看護婦家政婦紹介所
- ・ (有)三和看護婦家政婦紹介所
- ・ 城西家政婦紹介所
- ・ (有)城南ケアサービス
- ・ ㈱仁済
- ・ (有)関看護婦家政婦紹介所
- ・ (有)高野ケアサービス
- (渡辺 和益)
- (佐賀 美代子)
- (米村 葵)
- (白根 日出子)
- (板井 和子)
- (依田 明子)
- (酒井 ひろみ)
- (高野 マサ子)

## 【平成 29 年 新年会】

2017年1月24日、「新春講演会」に引き続き、「孔雀の間」にて開催。出席者 50 名にて、賑やかに和やかに懇親をはかりました。



▲新年の挨拶をする藤本理事長

◀ 来賓を囲んで



◀ 準会員の紹介



## 【準会員セミナー】

2月22日理事会終了後、㈱日本介護センター研修室で開催。第1部はテーマ「日本民営の歴史及び入会のメリット」講師は酒井事務局長。第2部は「紹介業の基本」(株)やさしい手・大橋事業部長野尚也部長にご講演いただきました。  
今後の予定：第2回6月21日、第3回11月22日

## 【教育部主催 喀痰吸引等】

平成28年度は、全2回開催（第3回は中止）。講師は例年のとおり、堤マキ子氏、長沢つるよ氏、今井喜代子氏の3先生によって、㈱日本介護センター研修室において行われました。なお、28年度の受講者数は20名で、合格者は19名でした。

平成29年度は次のとおりに計画しています。  
今年度も、いよいよ充実した内容、ていねいな実技指導で実施します。ふるってご参加ください。

\* \* \*

受講料（指導料、事務手数料、テキスト、教材費、保険料等）

①基本研修 28,080円（消費税2,080円含む）  
第1回：6月3～4日 第2回：9月16～17日  
②実地研修 11,880円（消費税880円含む）

基本研修合格者は、手続き終了後に、担当看護師、利用者及びご家族等と相談して実施します。

※募集案内ホームページは <http://nihonminei.org>  
「日本民営喀痰吸引研修」をご参照ください。

## 関係・上部団体の活動 ● ● ●

### 【株式会社日本介護センター】

2016年12月15日、平成28年度上半期株主業績説明会。

### 【ふくし会】

2017年4月19日、理事会をTKPガーデンシティ品川「セントポーリア」にて開催しました。今年度は、役員改選の年度のため、役員候補者（案）が協議、承認されました。総会にて承認後には、新たな役員体制が発足します。

- ・宝看護家政婦紹介所 (木村 たま子)
- ・尙茅ヶ崎ケアサービス (岩崎 正子)
- ・㈱日本介護センター (藤本 里海)
- ・野沢サービス家政婦紹介所 (肥後 サダコ)
- ・畑中ケアサービス (畑中 公子)
- ・尙八王子メディカルサービス職業紹介事業部 (秋好 順子)
- ・尙美德介護サービス (杉本 京子)

- ・日の出家政婦紹介所 (岩崎 キクエ)
- ・平賀家政婦(夫)紹介所 (平賀 せつ)
- ・㈱福住家政婦紹介所 (野口 千栄)
- ・尙府中ケアマネジメント (白石 知恵子)
- ・尙福生ふれあいの友 福生家政婦紹介所 (濱尾 憲一)
- ・尙ヘルパーサービス和知 (和知 祥子)
- ・みゆき看護婦家政婦紹介所 (晝間 みゆき)

- ・㈱モテギ家政婦紹介所 (茂木 芳枝)
- ・㈱やさしい手 大橋サービス (香取 眞恵子)
- ・よふき看護婦家政婦紹介所 (和田 美成子)
- (50音順)





# TOPICS



## 【公益社団法人 全国職業紹介事業協会】

1月18日、東京ブロック交流会の新春講演会・懇親会が中野サンプラザで開催されました。当日は会員や関係団体、行政から約60人が参加。新春講演会では東京労働局需給調整事業部の中村正子部長が「職業紹介事業を巡る最近の動き」をテーマに講演。懇親会には宮川晃・厚生労働省派遣・有期労働対策部長などご参加、大いに懇親を深めました。

## 【公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会】

2016年11月26～27日、全国10都市で、厚生労働大臣認定の第1回「家政士」検定試験が実施されました。そして、受験者総数328名のうち182名（家政婦（夫）171名、一般の受験者11名）が合格、2017年1月31日に発表があり、合格した家政婦（夫）171名に、家政士の資格が授与されました。検定試験は、1日目が学科、2日目が実技です。



「家政士」検定試験風景

なお、今年度は11月17日（学科）、18日または19日（実技）に実施される予定です。

家政婦（夫）の皆様には、ぜひ積極的に受験して「家政士」の資格を取得していただきたいものです。

2月17日、東京ブロック「紹介業トップセミナー&賀詞交歓会」が上野東天紅にて開催されました。テーマは「家政士資格の求人・求職獲得の展望」、講師は亀島哲氏（前労働政策研究 研修機構総括研究員）他。たいへん有意義な内容でした。

## 今後の予定

- ◆5月24日 所長研修旅行  
富山・黒部溪谷・宇奈月温泉方面
- ◆5月24日 一般社団法人 日本民営看護家政連合会  
定期社員総会
- ◆6月5日 第36回医療・福祉フォーラム
- ◆6月14日 ふくし会 定期総会
- ◆6月15日 公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会  
総会・表彰式・懇親会
- ◆6月16日 公益社団法人 全国民営職業事業協会  
定期社員総会・表彰式・懇親会
- ◆6月16日 一般社団法人 日本在宅介護協会
- ◆6月19日 株式会社 日本介護センター 定期株主総会
- ◆6月21日 一般社団法人 日本民営看護家政連合会  
準会員セミナー
- ◆8月23日 民紹協 東日本ブロック交流会

訃報 謹んでご冥福をお祈り申し上げます

### 方波見竹正 様

(株)かたばみ西東京ナース&ホームヘルパーセンター  
西東京人材センター 前所長  
平成28年8月27日ご逝去 享年 90歳  
本会元理事（昭和63年2月入会）東京都出身  
昭和63年1月 府中市府中にて創業  
平成11年6月 労働大臣表彰



### 鳥居さかゑ 様

(有)経堂ケアサービス 元所長  
平成29年1月31日ご逝去 享年95歳  
本会元理事（昭和43年11月入会）宮城県出身  
昭和44年10月 世田谷区経堂にて創業  
平成2年6月 労働大臣表彰

## BOOKS

よくわかる!「定年前後」の手続きのすべて



井原誠監修・  
ミス総合企画編著  
PHP研究所  
定価：本体1200円+税

人生は長くなりました。定年後以後も働く人が増えていきます。退職後の年金、雇用保険、健康保険、税金など、定年前後に必要になる届け出や手続き、最新情報をわかりやすく解説しています。安心できる「第二の人生」のスタート前の必読書としておすすめします。

## (有)神奈川ケアサービス

TEL(045)432-1089

横浜駅から東急東横線に乗り換えて、2つ目の「東白楽」駅下車。徒歩5分で、神奈川ケアサービスに到着です。

家族経営のアットホームな事業所です。社長の須永久美子さんは3代目で、その後継者の健一郎さんがサービス提供責任者兼管理者をしています。昭和20年の創業当時は助産所だったとか。昔お産でお世話になったというお客様がいらしたり、同じお客様に長年ご利用いただいていたり、親子何代にも渡って関わってくださったり、地域に根差した事業所として長く愛され継続しています。

現在、ケアマネとサ責合わせて10名。ほとんどの社員が10年以上の勤務であり、登録ヘルパーさんも長く定着し働いてくれる方が多いとのこと。人が辞めずに長く勤められる秘訣は何なのか？ その辺についてお話を伺ってみました。

まず、登録ヘルパーさんの確保について。

「広告は常に出していますが、応募は正直ほとんどないですね。でも、たとえ応募がなくても、ヘルパーさんを募集しているというアピールは続けなくてはならないと思っています。あるとき、郵便局内に広告を出せるということを知り、地元の郵便局にヘルパー募集のポスターを有料で貼らせてもらったんです。すると貼ってすぐに近所の方から反応がありました。資格を取ってからブランクがあったり、ヘルパーの仕事をしていない方たちでしたが、手厚く同行研修を行い、

今では立派な戦力として勤めていただいています」と、健一郎さん。

そのほかは、やはりヘルパーさんからの紹介が一番多いそうです。自分が満足している環境だからこそ、友達を連れてくることできる。働きやすいから、自信をもって紹介できるんですね。

「当日の急な休みも、もちろん受けます。誰でも体調不良や家族の問題などありますからね。ヘルパーさんの仕事は直行直帰ができますし、実績もFAXなので便利なんです。顔を合わせるチャンスが減ってしまうので、お給料を手渡しにして事務所に取りに来てもらっています。そのときに必ずコミュニケーションをとるようにしています」須永社長の温かな対応も魅力です。

研修会は年に4、5回。必ず外部の講師を招いていろいろな話を聞いたり体験したりしています。また、毎年新年会として横浜の高級ホテルのビュッフェで食事会も開催しているそうです。

日当たりのいい南向きの事務所入り口で、ラブラドルのハリー君がのんびり日向ぼっこをしていました。

16歳、人間でいえば105歳くらい。事務所のマスコット犬を長く務めるハリー君を見て、うちの犬も介護してほしい、と声がかかることもあるそうです。管理者の須永さんは、現在ペットシッターの資格取得に向けて勉強中とのことでした。人にも動物にも優しい事業所なんですね。

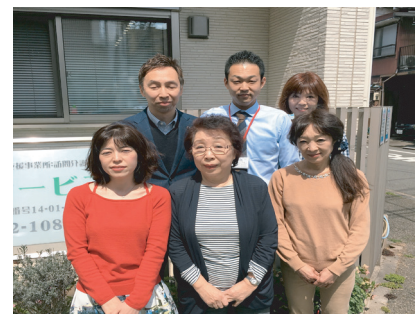


▲須永社長とハリーくん。みんなに世話してもらいながら過ごしています。



▶郵便局に貼ったヘルパー募集ポスター

▼右：事務所2階の研修ルーム。  
▼左：ダイニングキッチンも併設しています。



▲看板前でサ責さん勢ぞろい。後列左が管理者の須永健一郎さん。



▲いつも賑やか＆和やかな事務所内風景。





## Information ★ インフォメーション

### ★ 職業紹介責任者講習は受講者全員の必修に

「職業安定法の一部改正」(2017年4月1日施行)では、職業紹介事業者が選任する職業紹介責任者等について、次のように改正されます。①新規受講者のみ必修であった課目が受講者全員の必修となる。②過去5年以内に職業紹介責任者講習を修了した者(理解度確認のための試験に合格した者)であること。③職業紹介事業者に関する業務実績(職業紹介で就職した者の数等)と手数料を、事業者は厚生労働省の「人材サービス総合サイト」にインターネットで情報を提供すること(施行は2018年1月1日から)。

※③については、公益社団法人 看護家政紹介事業協会(看家協会)では、希望する紹介所の作成代行を支援してくれます。

### ★ ハローワークに紹介所のリーフレットを配布・配備

「職業安定法の一部改正」(2017年4月1日施行)に基づいて、職業紹介事業者がハローワークで求職者と求人者の活用を希望するときに、職業紹介事業者の業務等を記載したリーフレットをハローワークで求職者と求人者へ配布してくれます。東京都労働局等のホームページには、リーフレット、職業紹介事業者の一覧、各ホームページが掲載され、イ

ンターネットで閲覧できます。職業紹介事業者が東京都労働局等へ書類を提出すると、労働局では管内のハローワークへ送付、ハローワークでは求職者・求人者へリーフレットを周知・配布・配備します。提出書類は①登録用紙、②リーフレット、③同意書、④事業許可書(写)。看家協会では、提出の取りまとめサポートをしてくれます(看家広報「はなえみ」No.115を参照)。求人者・求職者確保のためにハローワークを活用し、積極的に作成し、アピールしたいものです。

### ★ ヘルプマークをご存知ですか

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人などは、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としています。この人たちが、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるようにするためのマークが作られました。これが「ヘルプマーク」です。



「ヘルプマーク」を身に着けた方を見かけたら、電車・バスの中では、席を譲ってあげてください。



## ワレコラム よよ木

題字デザインは茂木真理さん

今回は私の大好きでお気に入りの横浜ウォーキングコースをご案内したいと思います。

季節は4月中旬～5月中旬にかけてが一番おすすめです。

スタートは横浜球場のお隣の横浜公園、こちらはチューリップが美しい所です。いろいろな種類や色が楽しめます。次に山下公園に向かうのですが、途中で横浜県庁(キング)、横浜税関(クイーン)、そして横浜開港記念館(ジャック)。いわゆる横浜三塔の歴史的な建物が見られます。

山下公園では美しいバラが迎えてくれます。その他、ガーデニングフェアが見られます。

海の潮風をお供に、「横浜人形の家」の前を通り、「港の見える丘公園」に向かいます。少し階段がきついのですが、公園の上まで行くと、お天気が良ければベイブリッジや遠くはスカイ

ツリーが見えるときがあります。

港の眺望を満喫し、こちらもラベンダーや美しいバラがお迎いです。こちらへんでバラのソフトクリーム、アフタヌーンティセットでひと休み。一番美しい季節です。写真を撮ったり、絵心のある方は写生をしたりして楽しめます。

帰りは元町や中華街へ行きランチもいいのですが、山下公園に戻り、船でのランチクルーズや横浜港を一周するコースもいいでしょう。大さん橋へ行って、まだ歩き足りない方は「象の鼻」や「赤レンガ倉庫」まで歩きましょう。

時期によっては、あちこちでいろいろなイベントが催されています。豪華客船が見られるときもありますよ。日曜日に、1日ゆっくり横浜を楽しみます。

(秋好 順子)

一般社団法人 日本民営看護家政連合会

理事長 藤本 里海  
副理事長 香取 真恵子  
副理事長 木村 たま子  
副理事長 依田 明子

みんえいニュース秋号 2017年5月発行(年2回)

発行/一般社団法人 日本民営看護家政連合会  
〒151-0053 渋谷区代々木1-36 代々木駅前ビル7F  
TEL03(3374)5691  
制作協力/株式会社ミス総合企画

頒価200円